

道路資産保有及び貸付状況（路線別）

分類	地域路線網（首都高速道路）		125				
路線名	都道高速湾岸線	道路名	高速湾岸線	道路の種類	東京都道	道路管理者	東京都知事
保有・貸付概要	延長	23.1	キロメートル	区間	東京都大田区羽田空港 から		
	うち供用延長	23.1	キロメートル		東京都江戸川区臨海町 まで		
	うち新設延長	(0.0)	キロメートル	重要な経過地	品川区、江東区		
	貸付先	首都高速道路（株）					
	貸付期間	平成77年9月30日まで					
供用開始の区間及び年月日	神奈川県・東京都境～空港中央（H6.12.21）、空港中央～東海JCT（H5.9.27）、東海JCT～大井（S58.2.24）、大井JCT（H1.12.16）、大井～臨海副都心（S51.8.12）、臨海副都心～有明（S59.12.12）、有明～辰巳JCT（S56.5.19）、辰巳JCT～新木場（S55.2.5）、新木場～東京都・千葉県境（S53.1.20）						
サービスエリア及びパーキングエリア	大井PA						

・延長の数値は、IC間を最小単位として、機構の保有資産が含まれている区間を全て合計したものの延長です。但し、「うち新設区間延長」の括弧内の数値は、既に機構が資産を保有している区間を含む、協定に基づき高速道路会社が新設を行う区間の総延長です。